

全国高等学校総合文化祭派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県高等学校の芸術文化活動の振興を図るため、埼玉県高等学校文化連盟に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業は、全国高等学校総合文化祭への県代表生徒派遣事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業実施に要する交通費とし、積算は次のとおりとする。

(1) 運賃は、浦和駅から会場地までの往復運賃（学生割引または団体割引）とする。

(2) 急行料は、浦和駅から会場地までの普通急行料の往復額（片道100km以上ある場合適用）とする。

ただし、特急料金、あるいは新幹線が運行されている場合は、その往復額とする。

2 補助額は、前項に定める額に参加生徒数を乗じた額の5/10を補助限度とする。

3 前項の経費は、請求に基づき概算払いできるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 前項の申請書には、様式第2号の予算書及び事業計画書を添付するものとする。

3 第1項に定める申請書の提出期限は、事業を開始しようとする日のおおむね20日前までとし、その提出部数は、1部とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号とする。

(状況報告)

第6条 補助事業を実施する団体の長（以下「補助事業者」という。）は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について当該要求の係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(額の決定通知書)

第8条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。